

韓国知的財産ニュース 2020年5月後期

(No. 415)

発行年月日：2020年6月1日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、5月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 損害賠償額の現実化に向けた特許法改正案、国会で可決
- 1-2 不正競争防止法に係る制度改善委員会の開催
- 1-3 特許権の収用・実施等のための補償金額又は代価の額を算定する基準の告示の制定（案）に関する行政予告

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、国際特許出願手数料の納付猶予
- 2-2 特許庁、地域企業の危機克服に向けた、「上半期 On-line 知的財産スタートアップロードデー」を開始
- 2-3 特許審判、電話・映像審理を拡大
- 2-4 韓国特許庁、公共機関の知的財産教育の活性化のために乗り出す
- 2-5 特許庁、「第1回ポスト・コロナ時代に備えた専門家懇談会」を開催
- 2-6 特許庁、創業初期の企業を支援するためのオンライン知的財産スタートアップロードデーを開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 オンラインモールの模倣品取締りにより K-ブランドの新南方進出支援

デザイン（意匠）、商標動向

※本号はありません。

その他一般

- 5-1 WIPO、アカデミー局長（D1）の職位に韓国人を採用
- 5-2 イノベーション特許創業企業、「KDB ネクストラウンド」投資誘致盛況

法律、制度関連

1-1 損害賠償額の現実化に向けた特許法改正案、国会で可決

韓国特許庁（2020.5.21.）

損害額の算定方式を改善し、3倍賠償制度の効果を最大化する見込み
中小ベンチャー・スタートアップ企業のイノベーションアイデアに対する保護強化を期待
知的財産先進5カ国のなかで唯一の特許侵害損害賠償体系を構築

韓国特許庁は、特許権者の生産能力を超過する特許侵害者の製品販売に対して損害賠償を適用する特許法一部改正案が5月20日（水曜）に国会本会議で可決され、2020年12月から施行される予定であると5月21日に明らかにした。

現行の特許法では、特許権者の製品生産能力が100個である場合、侵害者が1万個の侵害製品を市場に販売しても、特許権者本人の生産能力（100個）を超過する9,900個の製品については、まともな損害賠償を受けることができなかった。

不動産とは異なり、知的財産権は権利者自ら特許製品を生産しつつ、第3者にも特許権を使用するようにして実施料を受け取ることができる特性を持つ。しかし、現行の特許法では、このような知的財産権の特徴が正当に反映されておらず、この問題は中小・ベンチャー企業を中心に提起されてきた。

改正法が施行されれば、特許権者はこれまでの損害賠償の対象ではなかった残りの9,900個に対しても、特許発明の実施による実施料を侵害者から追加で補償を受けることができる。

今回の特許法一部改正法は、当初は侵害者の利益全体を特許権者の損害として認めることが主な骨子として発議されたが、国会議論の過程で、企業、法院行政処との協議を経て特許権者の生産能力の範囲内の販売数量については現行通りにし、超過した販売数量は特許発明の合理的な実施料で計算して、それを合算するようにした。

※（現行）特許権者の生産能力範囲×単位当たりの利益額

※※（改正）特許権者の生産能力範囲×単位当たりの利益額）+（超過分×合理的実施料率）

米国は既に、このような算定方式を 1940 年代から判例として認めており、日本も特許法を改正して 2020 年 4 月から、認めている。今回の改正内容のように損害額を算定しながら、特許侵害に対する 3 倍賠償を一緒に運営する国は米国に次いで、韓国が 2 番目である。特に、全世界の知的財産をリードする先進 5 ヶ国（日米欧中韓）のなかで、特許法に今回改正された損害額の算定方式と 3 倍賠償をすべて明文化した国は、韓国が唯一である。

注目すべき点は、損害額の範囲を拡大する今回の制度改善と、2019 年 7 月から施行している特許権侵害の 3 倍賠償制度が結合されることである。改正により、損害賠償額が現実化となれば、3 倍賠償額も自然に増額されると見込まれる。それにより、これまでの特許権保護の限界によって、滞っていた特許技術取引および知的財産金融の活性化を促進する効果も期待される。

一方、特許庁は、訴訟過程で侵害者に偏在している侵害および損害額の立証資料を特許権者がより確保しやすくする、「K-ディスカバリー制度」の導入も進めている。

韓国特許庁長は、「今回の改正法が第 20 代国会最後の本会議で可決され、損害賠償体系の基礎工事を完了したことにその意味があり、全世界で最も強力な特許権の保護体系を備えたことが何より意味深いことである」とし、「本改正により、韓国もこれから知的財産を適正価格で取引できる公正な文化が定着され、今回の制度改善がスタートアップおよび中小・ベンチャー企業を堅実に成長させる礎になることを期待している」と述べた。

1-2 不正競争防止法に係る制度改善委員会の開催

韓国特許庁（2020.5.26.）

「第 1 回不正競争防止法制度改善委員会」を 5 月 26 日（火曜）に開催

韓国特許庁は、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」（以下、「不正競争防止法」）に係る制度改善委員会を、5 月 26 日（火曜）の午後 4 時に特許庁ソウル事務所（ソウル江南区）で開催すると発表した。

不正競争防止法は取引秩序に反する不正競争行為を防止するとともに、営業秘密の保護を強化する方向へと数回に渡り改訂したが、直近では、中小企業の技術保護のために、これまで特許権などで保護を受けることが難しかったアイデアの奪取を不正競争行為として規定して保護し、また、営業秘密侵害に対する刑事処罰のレベルを強化するなどの新しい変化があった。

直近の主な制度改善内容

○営業秘密保護強化のための侵害類型の拡大および処罰レベルの上昇(2019年7月施行)

－厳格な営業秘密の秘密管理性についての要件を緩和し、中小企業の営業秘密などの保護を強化

＊「合理的な努力によって秘密に維持された」→ 「秘密として管理された」

－「営業秘密の返還・削除の要求に不応」など4つの類型を刑事処罰対象に追加

－営業秘密侵害犯罪の処罰レベルを大幅に強化して技術流出を抑制

＊(国内流出)5年/5,000万ウォン以下 → 10年/5億ウォン以下、(海外流出)10年/1億ウォン以下 → 15年/15億ウォン以下

○アイデア奪取行為など不正競争行為を新設し、調査・是正勧告の導入(2018年7月施行)

－入札、取引相談、取引提案、公募展などの取引過程において、大企業などの優越的な地位を利用し

た技術・アイデア奪取行為を禁止し、下請負法など既存の法律で保護できない領域を解消

－看板、インテリア、サービスの提供方法などトレードドレス(営業の全体的な外観)模倣行為の禁

止

－損害賠償・禁止請求だけでなく、特許庁の調査・是正勧告を導入して被害を迅速に救済

○故意的な営業秘密侵害時の損害賠償額を拡大する3倍賠償制度の導入(2019年7月施行)

最近、AI技術の発展によりビッグデータの産業的活用価値が浮上しており、K-POPなど韓流の影響力の増加に伴い、歌手の名前や肖像などを無断で使用する行為が拡大され、産業界などを中心に他人が収集したビッグデータを不正に使用する行為の制裁や有名芸能人の肖像をパブリシティ権で保護する必要があるという意見が持続的に提起されている状況である。

これを受けて、特許庁は十数名の学界・法曹界・産業界の専門家で構成される「不正競争防止法制度改善委員会」を通じて、多様な現場の意見を反映する改善方策を策定する予定であり、特に、去る 20 日に特許侵害に対する損害賠償額を現実化する特許法一部改訂法律案(パク・ボムケ議員代表発議)が国会の本会議で議決されたことにより、営業秘密侵害に対する損害賠償額現実化の必要性に対しても深度のある議論が行われる見込みである。

制度改善委員会は、不正競争行為に対する是正勧告を履行しない者に対する是正命令の導入、資料提出命令制度の強化、有名人の肖像やビッグデータの不正使用など新類型の不正競争行為の規定、営業秘密侵害に対する損害賠償制度の改善などを含む 8 つの議題について取り扱う計画である。

特許庁の産業財産保護政策課長は、「産業構造が変わり、市場が複雑化して不正競争防止法の重要性がますます大きくなりつつあるため、争点事項を均衡の取れた視覚から検討して改善方策を策定する」とコメントした。

1-3 特許権の収用・実施等のための補償金額又は、代価の額を算定する基準の告示の制定(案)に関する行政予告

韓国特許庁(2020.5.29.)

特許庁公告第 2020-112 号

「特許権の収用・実施等のための補償金額又は、代価の額を算定する基準の告示」の制定に当たり、制定理由と主要内容を国民に事前に知らせ、それに対する意見を聞くために、行政手続法第 46 条に基づき、次のとおり公告します。

2020 年 5 月 29 日

特許庁長

特許権の収用・実施等のための補償金額又は 代価の額を算定する基準の告示の制定(案)に関する行政予告

1. 改正理由

特許権の収用・実施等に関する規定(以下、「特許権収用規定」)は、関連条項により、強制実施の補償金又は代価(以下「補償金」)を決められない場合に特許庁長が告示する基準を適用するよう規定しており、緊急状況の発生の際、迅速な対応をするために強制

実施の補償金に対する算定基準の確定が必要である。

2. 主要内容

イ. (目的) 特許権収用規定を通じて補償金を算定できない場合に備え、どの場合にも適用可能な補償金の算定基準を確立 (案 1 条)

ロ. (定義) 告示で使用する用語の意味を定義 (案第 2 条)

ハ. (適用範囲) 特許権収用規定第 5 条の 2 の第 2 項ないし第 3 項により補償金を決められない場合に適用するが、告示を適用する際より申請人と特許権者が合意した補償金額が特許権者などにとって、より有利な場合には、それに従うように規定 (案第 3 条)

ニ. (基準時点) 特許権収用等の処分決定日を補償金算定の基準時点にし、特許権収用等の事由で発明の価格が変わった場合は、補償金等の算定の際に考慮しない (案第 4 条)

ホ. (補償金額等の算定) 特許庁長・申請者・特許権者等がそれぞれ評価機関を選定し、計 3 つの評価機関が補償金を算定し、補償金の金額は、各機関が提出した金額の算術平均で決定 (案第 5 条)

へ. (評価手数料) 評価機関に申請人の負担で評価手数料を支払い、特許庁長は、予算の範囲で評価手数料の全部又は一部に対して支援可能 (案第 6 条)

関係機関の動き

2-1 特許庁、国際特許出願手数料の納付猶予

韓国特許庁 (2020. 5. 18.)

韓国特許庁は、5 月 18 日から 2020 年の年末まで、PCT (Patent Cooperation Treaty、特許協力条約) 国際特許出願における手数料の納付期間を 1 ヶ月猶予すると発表した。

特許庁は、PCT 国際特許出願の出願料など (※) を期限内に完納しなければ、補正期間 (1 ヶ月) 内に納付する加算料 (未納手数料の 50%) を免除することにした。これにより、国際出願人は、国際特許出願の受付後 2 ヶ月以内は、加算料なしで手数料を納付することができるようになり、経済的な負担が軽減された。

※現在、国際出願料・送達料・調査料は、国際出願後 1 ヶ月以内に納付することができ、これを経過すると、補正期間 (1 ヶ月) に加算料も合わせて納付しなければならず、補正期間内にそれを納付しないと、PCT 国際出願は取り下げられたものとみなされる。

当措置は、4 月 20 日に開かれた、「韓国をはじめとする主要 16 ヶ国の特許庁長と世界知

的所有権機関の事務局長間の遠隔会議」で新型コロナウイルスの対策として議論された国際共助に向けた方策を具体的に実行する措置である。

今回の措置は、2020年の年末まで、特許庁を通じてPCT国際出願を行う場合に一時的に実施し、今後の韓国内外での新型コロナウイルスの拡散動向、国際出願動向、韓国企業の経済的状況などを考慮して延長するかどうかを再検討する予定である。

一方、新型コロナウイルスの影響にもかかわらず、2020年4月まで特許庁に受け付けられた国際特許出願は、前年同期比12.6%増の傾向を見せており、加算料の免除を通じた納付期間猶予効果がさらに大きくなると予想される。

[PCT 国際特許出願の現況]

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年4月
年間出願件数 (増減率)	14,594件	15,595件 (6.9%)	15,790件 (1.3%)	16,991件 (7.6%)	18,885件 (11.1%)	-
1～4月出願件数 (増減率)	4,447件	4,573件 (2.8%)	4,620件 (1.0%)	5,041件 (9.1%)	5,240件 (3.9%)	5,899件 (12.6%)

韓国特許庁長は、「今回の措置は、新型コロナウイルスが国際特許出願に支障を与えないよう、国際共助のレベルで、先行措置として施行した」とし「これからも、企業の海外特許確保を支援するため、多方面からの積極的な行政を広げていく」と述べた。

2-2 特許庁、地域企業の危機克服に向けた、「上半期 On-line 知的財産スタートアップロードデー」を開始

韓国特許庁 (2020.5.19.)

第55回発明の日 (5月19日) から2ヵ月間、毎週1回開催 (計8回)

韓国特許庁は、新型コロナウイルスの拡散による地域経済の低迷を回復させ、優秀特許を保有している創業企業に投資誘致の機会を提供する、「2020年上半期 On-line 知的財産スタートアップロードデー」を開催すると発表した。

2019年から開催された知的財産スタートアップロードデー (※) は、特許庁が主催する地域別の投資誘致説明会で、当初は地域創造経済革新センターとともに地域巡回の方式で開催する予定だったが、政府の社会的距離の拡大方針に従って、2020年の上半期は非対面方式で行われる。

※2019年35社参加、6社は119億7,000万ウォンの投資誘致確定および9社は投資検討中

今回のOn-lineロードデーは、最近の世界的な景気低迷と民間投資縮小により、資金難に陥っている地域創業企業を支援するために開催回数と参加企業を大幅に拡大して推進される予定である。

第55回発明の日である5月19日から7月8日まで毎週1回ずつ、計8回にわたって開催され、地域の創造経済革新センターと共同発掘した忠清道、大田広域市、世宗市、江原道、大邱広域市、慶北地域の優秀特許を保有している創業企業43社とエンジェル投資家、アクセラレーター、ベンチャー投資家など40人余りの専門投資家が参加する。

特に、参加企業の情報を事前に提供し、計100人余りの投資家がこの行事に参加希望を示しており、投資家の選定過程で高い競争率を見せ、投資誘致への期待感を高めている。

上半期の行事は、特別災難地域（大邱・慶北）の創業企業を支援するための行事からスタートし、特許庁の支援事業（※）優遇企業、地域の主力産業分野の企業支援などの順でテーマ別に開催される。

※IP-R&D支援事業：知的財産権の分析を通じた中小企業のR&D戦略確立を支援

参加企業と投資家を合わせたすべての参加者がそれぞれのワークスペースで、オンライン会議プラットフォーム（Gooroomee）を利用してOn-lineロードデーに参加し、特許庁長も2020年の最初のロードデーに参加するために執務室でオンラインアクセスして行事の開催を祝って企業を激励した。

また、行事終了後に企業のIR映像と関連資料を、IP-Market（特許庁、国家知識財産取引プラットフォーム）、Venture-IR（韓国ベンチャーキャピタル協会、オンライン投資マッチングプラットフォーム）、エンジェル投資支援センター（韓国エンジェル投資協会、オンライン投資マッチングプラットフォーム）などを介して他の投資家にも追加提供することで、参加企業への投資誘致の機会を拡大する計画である。

特許庁長は、「新型コロナウイルスの非常事態により、内外的に厳しい状況であるが、独自の技術と柔軟な組織文化が強みである創業企業は危機をチャンスに変えられる」と

し、「優秀特許を持つ創業企業が特許を基盤にして初期事業資金を確保し、持続的な投資誘致を進めて優良企業に成長できるように制度的な支援を強化していく」と述べた。

2-3 特許審判、電話・映像審理を拡大

韓国特許庁 (2020. 5. 20.)

新型コロナウイルスに備えた多様な疎通チャンネルを構築

特許庁は、新型コロナウイルスなどの非常事態に備え、電話審理や映像面接など、多様な特許審判疎通チャンネルを構築すると明らかにした。

これまで特許審判においては、口頭審理と対面面接（技術説明会を含む）を行っていたが、今後は、請求人・被請求人と代理人が、どこでも自由に審判官と疎通できるよう、電話審理、映像面接などを拡大する予定である。

現在も、特許庁はソウル事務所審判廷と大田審判廷を、映像で繋ぎ、口頭審理を運営している。

遠隔映像口頭審理とは、首都圏に居住する請求人・被請求人はソウル審判廷で、中部圏などに居住する請求人・被請求人と審判官は大田審判廷に参加し、口頭で審理を行う制度である。

しかし、今後は、請求人・被請求人が自宅または事務室でもインターネット（vc.on-nara.go.kr）にアクセスすることで、映像面接が可能となる。

また、インターネットの利用が難しい場合、電話で複数の請求人・被請求人、代理人が審判官と共に争点について審理する電話審理制度も導入した。

請求人・被請求人は、相手の同意のもとで、インターネットまたは電話などを通じて映像面接または電話審理の申し込みが可能となる。

ただし、証人尋問、証拠物（実物）の検討などが必要な一部の事件は、審判廷で開かれる口頭審理で行われる予定である。

特許庁の審判政策課長は、「新型コロナウイルスなどの非常事態でも問題なく特許審判を行えるよう、利用者の立場で、制度のより一層の改善に努めていく」と明らかにした。

主要公共機関対象に訪問型の知的財産教育の実施

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、公共機関の知的財産活用能力を高め、知的財産に対する重要性を認識させるために、「公共機関対象の訪問型知的財産教育」を実施すると発表した。

今回の教育は、「知的財産基盤の技術自立および産業競争力の強化は、国レベルの課題」という認識下で公共分野における知的財産能力の強化に焦点を合わせて取り組むものである。

1月末から2月中旬まで施行した公共機関の知的財産教育の需要調査を基盤に行われる今回の教育は、日程および場所、希望教科目など、需要のある公共機関に合わせて需要者中心のカスタマイズ型課程として運営される。

2020年に取組まれる公共機関の知的財産教育は、全体で9機関に18回以上の教育が実施される予定であり、共通として知財権基礎科目の講義が進行され、公共機関別に差別化された知的財産権活用講義が運営される。

5月には韓国鉄道公社、放射性廃棄物研究所、6月には韓国電子通信研究院、韓国造幣公社など、2020年下半年期まで教育が実施される予定である。

教育対象にある公共機関は、優秀な研究人材を基盤に毎年特許出願および登録などの特許創出(※)に対しては明確な成果を収めたが、中核特許の対応および技術事業化などの特許活用には成果の達成ができなかった。

※教育公共機関は直近の3年間(2018年～2020年現在)、毎年平均743件の出願、452件の登録

今回の知的財産教育は、公共機関の優秀な特許創出能力を極大化できるよう、知的財産の基礎を整え、中核特許などが技術事業化に繋がるようにカスタマイズ型の教育およびコンサルティングなどを実施する予定である。

知的財産に対する認識および理解度を高め、さらに知的財産活用能力を向上させる目標に合わせて教育を実施し、特に、活用教育は事業化の成功事例を中心に実務型教育で実施する推進する。

とりわけ、2020年は新型コロナウイルスの拡散防止のために「公務員教育訓練機関の教育運営指針」および「生活の中での距離の確保」を遵守して十分な防疫的措置を整えて教育する計画である。

特許庁の国際知識財産研修院長は、「公共機関の知的財産に対する認識を高め、活用能力を強化することは国家競争力向上のためにも重要な課題である。新型コロナウイルスの拡散防止のための十分な防疫措置の下で安全な教育が実施できるように努力する」とコメントした。

2-5 特許庁、「第1回ポスト・コロナ時代に備えた専門家懇談会」を開催

韓国特許庁 (2020.5.27.)

「ポスト・コロナ時代」、未来専門家と知識財産への道を模索する

韓国特許庁は、5月27日（水曜）の午後2時にソウルの JW マリオット・ホテルで、ポスト・コロナ時代をリードするコア産業と技術を発掘し、知的財産政策の方向を模索するために、産・学・研のさまざまな専門家を招いて、「ポスト・コロナ時代に備えた専門家懇談会」を開催した。

今回の懇談会は、新型コロナウイルス感染症の拡散とともに加速化した非対面・デジタル化が日常生活と産業に及ぼす変化を予測し、政策的示唆を探るための場であり、今後3週間に3回にわたって開催される予定である。

5月27日に開かれた第1回専門家懇談会では、「デジタル経済の加速化と産業構造の変化」をテーマに、新型コロナウイルス以降の産業構造の変化や新たに浮上する有望技術の分析および展望について重点的に議論された。

「ポスト・コロナ時代の変化と展望」というタイトルで最初の発題を行った興国（フングク）証券のリサーチセンター長は、脱中国化におけるサプライチェーン多変化の動きと韓国の貿易能力が結合することで、韓国にとって新しいチャンスになっており、IT（Information Technology）と組み合わせたヘルスケア分野が今後10年の資本市場をけん引すると予測した。

続いてのテーマである「ポスト・コロナ時代の産業構造の変化」を発表した産業研究院の成長動力産業研究本部長は、不確実性の向上とグローバルバリューチェーンの再編により、主要国の技術主権を確立するための努力が強化されると予想した。また、韓国は新型コロナウイルスの状況の中で需要拡大の可能性があると確認した非対面・健康関連産業と製品の国内生産基盤が強化され、安全な先端製品の生産拠点として変化することを期待している。

韓国特許戦略開発院の専門委員は、ポスト・コロナ時代に最も有望な分野として浮上している「バイオヘルスケア」技術の特許ビッグデータを分析(※)し、BT(Bio Technology)基盤のヘルスケア技術を融合する時代に備えた R&D 投資方向を提示した。

※2005年～2018年まで公開された計3万1,975件の日本、米国、欧州、中国、韓国の特許分析

韓国は、バイオヘルスケア分野において IT 基盤技術の特許のシェアは高いが、ゲノム解析、コンパニオン診断(※)など BT 基盤技術のシェアは相対的に低いと分析された。

※コンパニオン診断(Companion diagnostics; CDx)：特定患者の治療に医薬品を使用するために、薬物の反応性および安全性を事前に予測する検査を実施すること

特許庁長は、「漢字語である『危機』の危は危険、機は機会を意味する」とし、「診断キット、K-ウォークスルーなど、国民のクリエイティブ性で『K-防疫』が新たな韓流になったように、ポスト・コロナ時代が韓国に新たな機会になれるよう、特許庁はポスト・コロナ時代をリードすることができる知的財産政策を模索していきたい」と述べた。

2-6 特許庁、創業初期の企業を支援するためのオンライン知的財産スタートアップロードデーを開催

韓国特許庁(2020.5.27.)

韓国忠清道地域のバイオ・医療・ICT技術分野の5社参加

韓国特許庁は27日(水曜)午後3時に、忠清道地域の創業初期の企業のなかで、優秀特許を持つ企業に投資誘致の機会を提供する「第5回知的財産スタートアップロードデー」を開催する。

5月19日から非対面のオンライン方式で行われている知的財産スタートアップロードデーは、特許庁が主催する地域別の投資誘致説明会であり、2020年の上半期には忠清道、江原道、大邱広域市、慶尚北道地域の創業企業43社を対象に、7月8日まで合計8回、開催される予定である。

特に、第5回目である今回の行事は、優秀特許を保有している忠清道地域のバイオ、医療、ICT分野の創業初期の企業（3年未満）を対象にするため、申請段階から多くの投資家が参加を希望し、投資誘致の結果に対する期待感を高めている。

5月27日に参加した5社は、特許庁と創造経済革新センターに技術力を認められて初期投資および支援事業に参加した企業であり、ウェアラブルタイプの睡眠歯ぎしり診断・緩和機器を製造する bruxweeper、過活動膀胱を治療に関する新薬製造会社 PharmacoRex、抗菌性繊維で作った床ずれ予防副木およびプロテクター製造会社 JP medic、有機性廃棄物の悪臭低減システムの開発会社 S-Bio、通信網一体型の太陽光電源管理ソリューションの提供会社 SCT である。

今回上半期のオンラインロードデーは、新型コロナウイルスの影響のため悪化した世界経済の低迷と投資市場の委縮により資金難に陥っている地域創業企業を支援するために推進する行事である。毎回、優秀特許を保有する地域の創業企業5~6社とその分野の専門投資家の約20名が参加し、特許庁および創造経済革新センターのコンサルティングや保育に参加したコンサルタントが、企業説明会（IR）に参加し、参加企業の投資誘致を支援する。

また、企業説明会（IR）映像と関連資料をオンライン投資マッチングプラットフォームなどで投資家に公開することにより、参加企業に対する投資誘致の機会を拡大し、毎回、優秀発表企業を選定・授賞することで、参加企業を支援する予定である。

特許庁次長は、「厳しい時期ではあるが、オンラインで行事を開催することができてうれしく思っている」とし、「能力のある創業企業が新型コロナウイルスの危機を早期に乗り越え、グローバル企業として成長できるように支援を拡大していく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 オンラインモールの模倣品取締りにより K-ブランドの新南方進出支援

韓国特許庁 (2020. 5. 8.)

- BT21、ポロロ、タヨ、トボット、ロボカーポリーなど、「韓国の代表キャラクター」、新南方地域で人気
- 一見すると正規品と大差がない「模倣品」、斜めに傾いた「ポロロ」のメガネ、「POLI」が「PLOI」に
- 特許庁、ASEAN のオンラインモールで K-キャラクターの模倣品 845 件のブロックを試験的に支援

韓国特許庁は、韓国知識財産保護院を通じて、ASEAN のオンラインモールで販売されている、K-キャラクターの模倣品販売の掲示物 845 件を最終的にブロックしたと発表した。

これは、新南方地域の電子商取引企業と協力し、ASEAN 6 カ国 (※) を対象に 2020 年 3 月から 2 ヶ月間で「K-キャラクター」の 4 社 (5 ブランド : BT21、ポロロ、タヨ、トボット、ロボカーポリー) を中心に試験的に支援した結果である。

※タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン

韓国知識財産保護院の企業専門担当者がオンライン模倣品の種類を把握し、ASEAN のオンラインモールをモニタリングした結果、模倣が疑われる計 857 個の掲示物を発見した。そのうち 848 件の掲示物を代理申告して、最終的には 845 件をブロックすることに成功した。

企業側は、「ASEAN 諸国における知財権の保護環境は劣悪であるが、中小・中堅企業は担当者を投入して、現地代理人を選任することに大きな負担を感じる」とし、「今回の ASEAN のオンラインモールに対する特許庁の速やかな模倣品の取締りにより、ASEAN 市場進出へのあい路を解決することができた」と述べた。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「今回の試験的な支援により、新南方地域で韓国ブランドの位置づけは高まったが、それに伴う模倣品取締の支援はさらに必要になったと再確認した」と述べた。

また、「正規品との区別がつかないほど精巧な模倣品が流通され、韓国企業の売上高が減少し、ブランドのイメージも低下する恐れがある」とし、「ASEANに進出した輸出企業のために、オンライン市場での模倣品流通対応支援および現地の主要オンラインモールとの協力も継続的に拡大していく」と述べた。

海外のオンラインモールで流通される模倣品に対する被害申告や対応相談は、海外 K-ブランド侵害申告センター (www.ip-navi.or.kr/kbrand/kbrand.navi)、韓国知識財産保護院の海外戦略チーム (+82-2-2183-5883) に問い合わせることができる。

デザイン（意匠）、商標動向

※本号はありません。

その他一般

5-1 WIPO、アカデミー局長（D1）の職位に韓国人を採用

韓国特許庁（2020.5.19.）

歴代3番目の韓国人の高官進出で、2名が現職で局長職位を確保

韓国特許庁は、知的財産権分野における国際連合の傘下機関である世界知的所有権機関（WIPO、World Intellectual Property Organization）が、アカデミー局長（Academy Director）の正規職位に韓国特許庁出身のクォン・キュウ（54歳）氏を正式採用したと発表した。

クォン氏は特許庁で長い間、国際協力課長として勤務し、二国間・多国間協力に対する豊富な経験を持っており、この他にも商標分野の審判長、国家知識財産委員会の知識財産振興官を歴任するなど知的財産権分野の専門性も備えている。

クォン局長の採用により、韓国はWIPO内で2名の現職の高官を確保でき、歴代では3番目（※）の高官進出である。

※キム・ジョンアン元局長（2011年～2017年）、ミン・ウンジュ局長（2018年～）

今後クォン局長は、アカデミー局で、WIPO加盟国に知的財産教育プログラムを拡大・普

及し、知識財産権の重要性に対する開発途上国の認識を高める戦略確立などの業務を総括する予定である。

韓国は IP5 の一員として、WIPO においてさまざまな協力をしてきたが、韓国人が WIPO で高位に進出することは相対的に少なかった。

今回、韓国人が WIPO の高官に進出したことにより、国際社会の知的財産権分野で韓国の地位と影響力が一層増大し、知的財産権の国際舞台で韓国人の活動もさらに活発になると期待される。

韓国特許庁長は、「今回の局長採用を契機に、今後 WIPO 内で韓国の国際的地位が高まり、WIPO とも継続的に緊密な関係を形成していく」とし、「これにより、韓国の知的財産分野の専門家たちが、より活発に上職に進出できるようにする一方、さらに韓国企業に友好的なグローバル知的財産環境づくりに取り組む計画である」と述べた。

クォン局長は、韓国ソウル大学経営学科、米国ワシントン大学法学修士・博士、第 36 回行政高等考試に合格して、公職に就いた。

5-2 イノベーション特許創業企業、「KDB ネクストラウンド」投資誘致盛況

韓国特許庁 (2020. 5. 28.)

イノベーション技術を保有した創業企業 4 社が投資誘致計画を発表

特許庁は、5月27日午後3時、ソウル市内の産業銀行スタートアップ IR センターで、「2020 年 KDB ネクストラウンドイノベーション特許ロードデー」投資説明会を開催した。

産業銀行の KDB ネクストラウンドは、2016 年 8 月に発足し、2020 年 3 月末基準で、330 回の投資誘致説明会を通じてベンチャー企業 282 社が 1 兆 6,384 億ウォンの投資誘致を受けた代表的な市場型ベンチャー投資プラットフォームである。

今回の「2020 年 KDB ネクストラウンドイノベーション特許ロードデー」は、特許庁が、産業銀行とイノベーション特許創業企業の投資誘致のために開催した初めての協力行事であり、2020 年 9 月を含め、2 回開催が予定されている。

同日の行事では、5G 通信品質向上ソリューションを保有した「株式会社 ErangTek」、曲面保護とオンスクリーン指紋認識技術を持つ「株式会社 REALOOK & COMPANY」、次世代物

質（グラフィン）源泉技術と、ガス測定技術を保有した「株式会社 GiEVER」、プラズマ先端技術を保有した「株式会社 PACEP」など、イノベーション特許の創業企業 4 社が韓国成長金融など、金融機関関係者とベンチャーキャピタルを対象とする投資説明会を行った。

これらのイノベーション特許創業企業は、特許審査官の提案と外部の申し込みを受け、特許・技術・市場専門家が協力し、技術イノベーション性、市場性、事業性、起業家精神などを総合評価して発掘した有望創業企業である。

特許庁の特許事業化担当官は、「新型コロナウイルスの影響を受け、投資市場が急激に委縮している状況のもと、優秀特許を持つ創業企業の投資誘致と成長のために、さまざまな官民協業を拡大しつつ、制度的支援も強化していく」と述べた。

特許庁のベンチャー型組織である特許事業化担当官は、技術性と市場性が優秀なイノベーション特許の創業企業を発掘してさまざまな投資誘致機会を支援し、また、投資者には優れた投資先の発掘機会の提供を通じて「潜在力が高い技術」の発掘による成長を後押ししている。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム